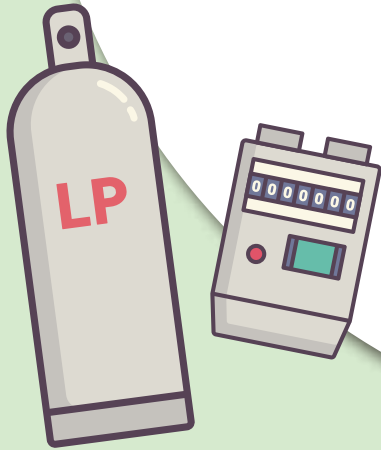


秋田県内で

秋田県LPガス価格高騰対策緊急支援事業のお知らせ

LPガスをお使いの皆様へ



エネルギー価格高騰の影響を受ける
LPガス使用者の負担軽減を図るため
**LPガス料金を1契約当たり
最大3,000円(税抜)値引き**
いたします。

お客様からの
申請手続きは
不要です

対象となるお客様

秋田県内のご家庭、飲食店、企業(事務部門)など、
LPガスをお使いのお客様。

※工場など生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体は対象外となります。
※大口(1月当たり50㎡以上)契約は対象外となります。



一般家庭のお客様



飲食店のお客様



企業(事務部門)のお客様



集合供給のお客様

対象期間

9月、10月、11月

※7月の大雨の影響により
期間を変更します。

令和5年 ~~8月、9月、10月~~ に使用した
LPガス料金が対象となります。

料金値引き額と方法

対象期間の3ヶ月間(令和5年9~11月)、LPガス
料金から1ヶ月あたり上限1,000円(税抜)を値引き
します。

【例:LPガス料金が5,500円(税込) / 月の場合】

LPガス料金(税抜)	5,000円	−	値引き額	1,000円	=	4,000円	
			消費税額			400円	
						値引き後の請求額	4,400円
						⇒ 実質	1,100円の値引き効果

※1月当たりの請求額が1,000円(税抜)未満の場合、値引き額は、請求額と同額となります。

※値引き額は、原則として検針票や請求書などに記載いたしますが、詳しくはお取引先のガス販売店にお問合せください。

裏面もご覧ください



お客様からの申請手続きは不要です。

LPガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町村や（一社）秋田県LPガス協会からお客様への口座に値引き額が振り込まれることはありません。

LPガス販売事業者以外からの補助金の交付などを装った連絡にはご注意ください。



— ご 参 考 —

LPガスは、ガス販売事業者がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式（自由料金制）になっています。

また、料金については料金の内訳および算定方法、料金制の考え方を書面やホームページ等でお知らせしています。

LPガス料金のうち、「基本料金」は、容器（ボンベ）、調整器、高圧ホース、メーター等の供給設備及び保安維持に関する管理費用等に充当される料金で、LPガスを使用しなくても毎月一定の額をお支払いいただいています。

「従量料金」は、基本料金の費用を除く原料費、配送費用等販売に関する経費で、メーター検針値による期間中の使用量に応じてお支払いいただく料金です。

ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、（一社）秋田県LPガス協会までお問合せください。

お問合せ先

小さな備えが大きな絆へ・LPガスは最後の砦

LPガス
人と地球にスマイルを

一般社団法人 **秋田県LPガス協会**

〒010-0951 秋田県秋田市山王3丁目1番7号 東カン秋田ビル3F
tel:018-883-3366 mail:kofu-lpg@akitalpg.or.jp

※本事業は、秋田県LPガス協会が、秋田県の補助を受けて実施しております。